

鎌倉・九条の会 ニュース

第22号 2017年 8月 発行

鎌倉・九条の会

TEL:0467-24-6596

FAX:0467-60-5410

0467-24-6577



Email:kamakura9jo@gmail.com

HP:http://kamakura9-jo.net

鎌倉・九条の会 講演会

徹底説明

〈共謀罪〉
海渡 雄一 弁護士
テロ等準備罪

2017年5月13日

鎌倉生涯学習センターホール

市民社会へ権力の介入を容易にする「共謀罪」が成立しました。秘密保護法、戦争法につぐ世論無視の強行採決です。安倍政権の、日本を「戦争のできる国」にする暴走はとどまりません。

鎌倉・九条の会では5月13日、海渡雄一弁護士による講演会、「徹底説明〈共謀罪〉」を開きました。海渡氏は、政府が同法制定をテロ対策というのは口実にすぎず、市民団体のさまざまな異議表明の活動を牽制し、思想や良心の自由の抑圧につながる恐れのあることを徹底的に明らかにしました。会場一杯の参加者は、「共謀罪」の本質を抉り出す海渡氏の話を聞き、安倍政権批判を高めました。

「共謀罪」は成立施行されましたが、市民活動は委縮しませんし、メディアには法律の運用、権力による監視行為について、常々鋭く検証していくことが求められます。

安倍首相による国政の私物化、閣僚の無責任、安倍チルドレンの不始末などで、内閣支持率は急落しました。しかし、安倍首相はうわべだけの謝罪で、事実を覆い隠し、むしろオリンピックまでの憲法「改正」「加憲」を言い続ける始末です。人心一新、経済優先を表向きに掲げ、格差拡大には無神経、国際緊張を強調、安倍路線の継続を図り、野党共闘の分断に策をめぐらしています。

市民グループと野党4党+1は共同して、憲法を活かす新しい国づくりのスタートラインを国民の前に示し、各地方、地域で活動していくことが急務です。

弁護士の海渡でございます。今日は、共謀罪について一体どういうものなのか、海外の実例なども紹介して、そして、現代の治安維持法と言われるのですが、治安維持法とはどんな法律で、戦前どのように適用されたのか、この共謀罪ではどういう犯罪の取り締まりが行われ、どういう社会になるのか、最後に私たちはどうたたかってみようかというお話をしてみたいと思います。



共謀罪

テロ対策のため

というのはウソ

まず、この法案をどういう名前で呼ぶかです。テロ等準備罪とよんでいるのがNHK、共謀罪という名前を使っているのは「朝日新聞」、「東京新聞」、テレビ朝日、TBSなど。「読売新聞」と「産経新聞」では、テロ準備罪とよんでいます。ひどいですね。「等」が取られて政府の呼び名とも違う。

共謀罪法案というのは、2000年に国連で採択された「越境組織犯罪防止条約」いわゆる「パレルモ条約」を批准するために、国内で立法化するべきだとされている法案のことです。この「越境組織犯罪防止条約」をテロ対策だと思う方。ちよつと手が上がった感じですか。マフィア対策だと思う方。実は日増しに正解率は高くなっているんです。でも今日も数人、やはりテロ対策だと思っておられる方がいます。政府がテロ等準備罪だ、国連の条約だって言っているから当然なんです。恐らく、みなさんの周りには、テロ対策だと思っている方がまだまだいると思います。

そこで、政府がうそをついているのだ、と知らせていくのも重要です。世論調査を見ますと、賛成する人の率と内容を知らない人の率が、ほとんど一致しています。しかも若い人たちの賛成率が高いんですけれども、内容を知らない人がほとんどです。戦前の歴史も、治安維持法も学校でさちつと勉強したことがない。日本が戦争をした時のことも知らない。そういう中で、テロ対策、オリンピックのためならしょうがないんじゃないのつていうレベルで賛成している人がかなりいます。

今回の政府の売りは、2003年に出していた法案を、抜本的に修正して乱用の恐れのない法案にしたというものです。2003年には長期4年以上の刑を定める犯罪を対象とするとして、619あったのが277になったこと。実は2005、6、7年に国会で審議されて、修正の作業が行われたのですが、2007年には、自民党の小委員会でも128にまで減らした案があるんです。それでも私は反対ですけれども、28まで減らした時には、組織的な威力業務妨害の共謀罪、組織的な強要の共謀罪など濫用の危険のある共謀罪はなくなっていたんです。そういうものが今回は復活しています。

最初の法案のときには、「団体の行為として組織によって行われるもの、これが組織犯罪集団です」と説明していました。今回、「組織犯罪集団が関与する」という言葉が一応入っています。組織犯罪集団というのは、普通、暴力団とか、オレオレ詐欺集団などをいうわけです。だけど、そういう定義は一切ありません。団体の共同の目的が犯罪を犯すことにある場合、その団体のことを組織犯罪集団と呼ぶって書いています。市民団体、労働組合、環境保護団体であっても、ある日、ある時、この277個の犯罪を犯すことを決めたら、組織犯罪集団になるのです。

日本の法原則に反する共謀罪

本質的な話に入っていきます。共謀で処罰されるということにどういう意味があるでしょうか。殺人の場合、予備罪があります。予備罪というのは、例えばナイフ等の凶器を手に入れる。その段階で予備罪になります。未遂罪は、実際に傷害におよぶ、その段階が未遂罪。命が奪われてしまったら、既遂になります。日本における刑事法体系というのは、犯罪の処罰は既遂が原則です。重大犯罪は未遂を処罰する。特に重大な

犯罪については、予備を罰します。刑法の中で予備罪が決められているものは、殺人、強盗、放火、身代金誘拐など非常に重いもので、全体の1割ぐらいです。「あいつ殺つてしまおう」、「そうだな」、これで共謀ですが、合意しただけでは、今までは犯罪ではありません。刑法の中に、共謀罪はほとんどなく、1つか2つです。内乱陰謀罪という国家転覆のために内乱を起こす。その場合は共謀の段階から処罰することになっています。それ以外に爆発物取締罰則とかがありますが、非常に限られています。大まかに言うとなつての犯罪の3割が未遂で、1割が予備で、1%が共謀罪で罰せられる。その1%しかなかった共謀罪となる対象が、突然277個に増えるということがどういうことを意味するか、ぜひ考えていただきたい。今回、所得税法違反の共謀罪があります。税金が軽くなるといういいな、ちよつと経費水増ししようかな、

これで共謀罪です。森林法違反も共謀罪です。人の所有している森林の中に入つて、キ



ノコ狩りをしたら森林法違反です。キノコ狩りの共謀罪。今度の日曜日、山菜取りに行ってみよう、それで共謀罪です。

すべての重大犯罪を共謀罪で処罰するのは、日本の法の原則に反すると思います。1999年1月、国連のこの条約の起草会合に日本政府の提出したペーパーから引用します。「すべての重大犯罪の共謀の行為を犯罪化することは、われわれの法原則と両立しない」。これは日弁連が言っているではありません。野党が言っているのでもない。わが国の法務省と外務省が共同でつくった、国連に出された公式のペーパーの中

で言っていたのです。刑法というのは、人が何をすべきでないかということを決めている法律です。裏返すと、刑法に違反しない限り、人は逮捕されたり、処罰されたりすることはないという意味です。人の自由の範囲を決めている法律でもあるのです。共謀罪が制定されてしまうと、どういう行為をやったら処罰されるかということが、非常に不明確になります。

実際に犯罪が行われて人が死んだ。その場合でも殺意があったかどうか

現場ではない別の所で、「あいつをしばいてしまえ」という言葉のやり取りがありました。「しばく」って「たたく」というような意味ですが、方言によっては「殺す」という意味にも使われるんだと検事が言いだし、これは、殺人の共謀だ、という主張をしました。最終的にそれが認められて、殺人事件になりましたが、この場合は、少なくとも実際に人が死ぬという結果が生じているわけですから、ただ共謀罪というのは、共謀が行われた段階で逮捕、検挙されてしまつて、実際の行為は行われていないのです。「あいつをやつちまおうぜ」と言ったのは殺人の意味だろうって、ガンガン自分を強要されて、「そう、そのつもりでした」って言うたら、殺人の共謀罪になってしまつてしまいます。ほんとは単にやつつけるためだったかもしれないのに、共謀罪法案というのは、国家が市民社会に介入するときの境界線を、うんと引き下げてしまつて、何でも犯罪のように捜査することができる。社会が訪れる、というところに根本的な恐怖があると思います。



通信傍受、メールのチェック、ますます監視社会に

もう一つは、捜査方法の問題です。共謀罪ができたなら警察はこう言うと思うんです。「今までは被害が起きてから捜査することになっていました。しかしこれからは、何か悪いことをたたくらんで、話し合いをしている人がいないかどうかを捜査します。みなさんの会話、メール、電話、すべてチェックさせていただきます」。法務委員会でも、この点が議論になっていて、一方的なメールだけでは共謀は成立しないと刑事局長は言っています。けれども、送ったメールに返事が来れば、合意が成立する。ラインの場合でも、送っただけでは共謀になりません。しかし、「いいね」つてすれば、それで共謀成立、そういうことだと思ふんです。通信傍受が共謀罪の捜査に使われたら、この社会がほんとに監視社会になってしまふのです。

共謀罪の外国事情

共謀罪は外国ではどのように発展してきたか話します。共謀罪が生まれたのはイギリスです。憲法概念が

発祥したこの国は、世界一刑罰の厳しい国でもあります。少し前まで、人のものを取っただけで極刑になる時期がありました。共謀罪の歴史は古く13世紀に誣告罪の共謀罪から、国家反逆罪、国王に逆らう共謀罪で処罰された時期もあります。1721年、日本では江戸時代が始まつて100年の頃、イギリスで共謀罪が労働組合に適用されました。織物工労働組合が一定額の工賃では縫製の仕事をしないと合意したら、共謀罪となりました。一対一でやれば合法的な契約交渉。しかし、労働者が団結し行動すると犯罪として取り締まるといふことになって、共謀罪は労働組合弾圧の道具となりました。合法的にストライキができるのは1874年で、150年間イギリスの労働組合は共謀罪で大変な弾圧を受けたのです。

アメリカの場合は、19世紀に労働運動の弾圧に共謀罪が使われますが、みなさんの記憶にあるマッカーシズムが吹き荒れた1950年代は、共産党を結成する。あるいは共産党に参加することが共謀罪の対象になった時期です。共謀罪は治安維持法と非常によく似た機能があることが分かります。アメリカは世界一戦争をたくさんしている国ですが、最近、



が残っています。

日本のテロ対策に

穴が開いているは本当か

反戦運動も活発です。反戦運動に共謀罪が適用された例があります。1968年のベトナム反戦運動シカゴゼボン事件です。ベトナム戦線が最も泥沼化した時期、アメリカ大統領選挙でニクソン大統領に対抗する民主党の候補に、ベトナム戦争をやめてくれる人を選びたいと、ヒッピーやブラックパンサー、ベトナム反戦運動組織、ラジカル学生組織のメンバーたちが、シカゴでパレードを呼びかけます。たくさん

のデモ隊に警官隊が棍棒で襲い、恐ろしい惨劇が起きたシカゴ暴動事件です。ロックミュージックのバンド「シカゴ」に民主党大会、事件を題材にした曲があります。暴動の共謀容疑で逮捕された被告たちの弁護人ウィリアム・カンスターさんは、彼らが考え、その実現に向けた言論行為は、戦争を終わらせようと考えることで暴動ではないと、取り締まる法律は違憲だと主張しました。結果的に暴動の共謀罪としては無罪となりました。教唆も適用できませんでした。その時のシカゴゼボンの人たちの言葉「もしも戦争を終わらせるための共謀があるなら、自分たちもその共謀に参加しなければならぬ」

私たちは今、安倍政権を終わらせたいと思っていますよ。共謀罪成立を止めたい。原発の再稼働をやめよ。沖縄にばかり基地を押し付けるな。それをみんなで話し合っ一緒に行動するということが共謀罪の対象にあるのではないか。政府は否定しますが、いま沖縄では基地建設反対の座り込みをしたり、道路にブロックを積んだのは威力業務妨害罪だと大変な弾圧が起きています。再稼働される東京電力の柏崎原発再開は許せない、ゲートの前に集まって抗議する。その時、出入りの車両が一時止まることになる。やがて入れるという状態になるが、これを車両の出入りを差し止めようとしたとして、組織的な威力業務妨害罪の共謀罪だと一網打尽で捕まえることが可能になる危険があります。

が分かれればいいと金田法務相はめちゃくちゃな答弁です。現場の下見か花見かの判定は双眼鏡を持って下見で、お弁当持てば花見という。密告して下見と言わせる。準備行為は全然意味がないのです。一番端的な準備行為は犯罪の道具をそろえるためにお金をおろす行為だが、お金をおろす行為は日常的な行為でもあるので準備行為の要件にはならない。

もう一つ重要な点は、日本のテロ対策には大きな穴が開いている。だから、それを共謀罪によって防ごうとしているのに、日弁連や野党が反対しているのは許せない、と自民党や公明党は言い始めています。だが具体的な例は一つも挙げられない。今年の1月に、自民党は満を持してペーパーを野党に配って、ハイジャック犯人がエアチケットを買っても、サリンを撒こうとしている犯人が原料を手に入れても、まだ予備罪にはならないと言いました。具体的に危険な行為なわけで、これはうそです。こうした行為は予備罪で取り締まれるはずです。

あらゆるテロ事件について、日本の場合13本の国連のテロ条約をすでに批准しています。実際にテロの準備のための予備罪はできています。例えば核物質をばらまくとか。殺人

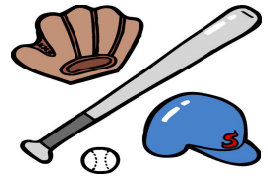
にも予備罪があるし、爆弾だけは共謀罪まであります。恐らく、今日来られているみなさんの中にも、テロは何とか未然に防いでほしいと思われの方が多いいと思います。私たちも同じです。日本のテロ対策で本当に穴があるかどうかを議論すべきで、政府はその具体的な指摘は何もできていないことが重要です。未然に防がなければいけない犯罪は、人の命に関わってくることに限定すべきだと思いません。今までの日本の法原則はそうです。未遂は3割、予備は1割、共謀は1%で、とても危険な行為は、共謀の中からどうしても防ぎたいものについては予備罪の段階から取り締まるという、それが日本の法体系であり、法原則です。それを崩す必要なんかもったくないと思います。

組織的威力業務妨害、強要、信用棄損の共謀罪は

削除されるべき

組織的威力業務妨害罪の共謀罪が私は一番危険だと思えます。もう一つ組織的強要罪の共謀罪も危険です。強要罪は人に対して義務のないことを行わせることですが、これ自身が犯罪とするのは非常に危険で、この

犯罪自身もなくした方がいいです。ある市民団体の集会でこの組織的強要罪の話をしたら、私たちは、子どもたちの部活を土曜日、日曜日も



してもらうために、顧問の先生たちにお金を払わないで土日も出てきてくれませんかと交渉をしているが、認めてくれるまで家に帰さないという事で交渉しようと言ったら、こ

れは組織的強要罪、PTAが組織犯罪集団になって、組織的強要罪になるのではないですか。と質問がありました。私も意表を突かれ、学校の先生にとって給与がまったく払われない部活に行くことに義務がない。だけど、お父さん、お母さんたち、PTAの人たちは部活に立ち会ってほしい。で、人に対して、義務なきことを行なわしめるために強要している。それをPTAで相談していたら、正に組織的強要罪で、話し合いは組織的強要罪の共謀罪になりかねないというわけです。組織的強要罪があることそのものが非常におかしいと思います。

日本の刑法の中で威力業務妨害罪

があるのもおかしい、組織的信用棄損罪もなくした方がいい犯罪だと思います。威力業務妨害罪とか強要罪とかは懲役3年の刑です。本来懲役4年以上の刑を共謀罪の対象にするというのだから、3年というのはこれは除かれるはずだったが、組織的犯罪処罰法の中で、組織でした場合には3年を5年に上げました。今回677から277に減らすとき、真つ先に除いてほしい罪名を今回は全部復活させています。安倍さんの狙いは、はつきりしています。

密告、扇動者潜入、組織を疑心暗鬼に

共謀罪の新たな犯罪捜査手法の話をしします。自首した時には必ず減免する規定があります。明らかに密告を誘うわけです。共謀罪は、AさんとBさんが犯罪を相談して合意しました。翌日、良心が痛むからそれをやめようとして決めても、共謀罪はならないのです。今までは、犯罪の前によめれば犯罪にはならないのですが、でも共謀罪は逃れる術がないのです。一旦犯罪の共謀してしまつたら逃れる手段は警察に垂れこむ以外ないのです。昨日、誰それさんと話し合つて、こういうことを言つて

しまいました。しかし、深く反省しやめることにしたのでお届けしましたと言うと、届けた人は助かるが、その相手方はやられる、犯罪を持ちかけておいて、いやいやその人とうんと言わせて、それで持ちかけた側が密告したらいやいやうんと言つた人だけが処罰されるのです。

実際には戦前の軍機保護法違反、不敬罪は大体密告事件が多かつたと言われています。去年成立した改正刑事訴訟法は証人保護規定ができて、証人保護規定は弁護人にも被告人にも、証人の正確な氏名や住所は言わなくてよい規定ができました。証人保護なんていうと、いいことのように思われるかもしれませんが、どの誰かもしらんない人が出てきて、私はこういうことを、何月何日のこの会議で、こういう話をしました、それに対してこの人とこの人との人は賛成しましたと、その人は公安のスパイかもしれないけど、どの誰か分からないが、衝立で顔すら見せてもらえないかもしれない、そういうことが起こる可能性がある。実際この話を国会でしていますが、自民党や公明党の席から野次がすごい。日本の警察がそんなひどいことするわけないだろうと叫ぶ。でも、ほんとにそうでしょうか。

ベトナム戦争の反戦運動が活発だった時期、FBIは大量の要員を反戦運動の組織に潜入させていたといわれています。そこで非常に過激な戦術を主張させ、それに同意した人たちを共謀罪で逮捕するということが現実になっていました。日本では戦後1950年代、日本共産党が武力闘争方針をとっていた時期に、警察署が爆破される菅生事件というのが起こりました。しかし実際に爆薬を仕掛けたのは現職の公安刑事でした。

先ほど司会者が私を「原発反対運動をしてきた弁護士」と紹介してくれましたが、原発反対運動を始めたのは1970年代ですが、当時は原発反対運動に対して公安が完全につけまわすような状況でした。通常は300人程のデモでしたが、それに対し同じ数あるいはもつと多い数の機動隊が周りを取り囲み、道行く人びとに何が行われているのか分からないようなデモの状態でした。それがチェルノブイリ事故後、参加者が一気に広がりました。何万人も人がデモや集会に来るようになってきました。しかし実はその中に現職の公安刑事がいたのです。何故かわつたかというところ、さまざまな集会で実行委員として活動していた人物が、ある時、オウム真理教の事件で制服警官

として現地を警備していたところを偶然通りかかった原発反対運動のメンバーが見かけて判明したのです。

市民運動というのは本来だれが来ても良いという前提でやっています。参加者の身元調査などはしません。運動というのは疑心暗鬼になることが一番恐ろしいですが、われわれ組織のメンバーが全部割られていて、誰が参加しているかということが公安に筒抜けになり、話し合っていることも全部漏れているといった状況に置かれています。いままでの市民運動がこうむる被害はそういうことでした。これからは運動を潰そうと思うと、現職の公安刑事がうまく化けて入っていて、個々の活動方針は生ぬるい、もっと直接行動しないのだめだとか言い出して市民たちを恐ろしがらせ、たじろがせ運動から離れさせます。共謀罪ができたあと市民運動に与える影響は格段に違います。

13年にアメリカからエックススキー スコアシステムの提供を受けていたことを報道しました。これはこのシステムの操作画面に、ある人の名前またはアドレスを入れると、その人の送受信のすべてが読みとれるというものです。グーグルでどういう検索をしたのかもすべてわかる。人間のプライバシーが丸裸にできるシステムです。そこで得た、その人のマインナス情報を掴んだうえで本人に近づき、権力がスパイもどきのようなことを強要する。それはプライバシーが侵害されて嫌だなくというレベルの話ではありません。権力が人間を自由に操作することができるということです。

共謀罪は

治安維持法と似る 乱用される危険大

次に治安維持法の話に入ります。共謀罪と治安維持法は非常に似ています。どこが似ているか。一番似ている点は刑事法で、刑罰を新しくつくったということ。そして大衆団体やさまざまな団体に対して適用されるということ。次に重要なのはつくるときに、「これは絶対濫用されない法律である」という説明がなされ

たこと。治安維持法も同じでした。これは治安維持法が制定された直後の「朝日新聞」です。「治安維持法は伝家の宝刀に過ぎぬ。社会運動が同法案のために抑圧せられることはない。この法律は国体変革と私有財産の否認という二つの目的を持つものに限って対象としていて、極めて限定し規定されている」。要するに天皇制の廃止を掲げている団体だけを取り締まるという説明をしたのです。今年3月16日の「朝日新聞」

ち入って圧迫することとか、研究に干渉するということではない」と。安倍首相は「国民の思想や内心まで取り締まる懸念はまったく根拠がない」。ここまで説明が似ているということは同じように使われる危険性があるということだと考えます。

の記事ですが、1925年の治安維持法制定時の国会答弁と現在の安倍首相の答弁を比較してみます。適用範囲が拡大されるのではないかとこの質問に対して、前者は「抽象的な文字を使わず具体の文字を用い、決して曖昧な解釈を許さぬ」とあります。安倍首相は「解釈を恣意的にするよりも、しっかりと明文的に法制度を確立する」と。次に一般の人が対象とされるのではないかの質問に対し前者は「無垢の民にまで及ぼすという如きことのないように充分研究考慮をいたしました」。安倍首相は「一般の方がたがその対象となることとがあり得ないことがより明確になるよう検討しています」と。次に思想取締りの危険があるのではないかに対し前者は「決して思想にまで立

1925年にできた治安維持法は1928年には緊急勅令によつて改正され目的遂行罪ができ、そして結社の組織者・指導者に対する懲役10年が死刑にまで拡大されます。1941年には私選弁護が禁止され、予防拘禁制度が導入されます。どんどん拡大されていきました。しかし私有財産の否認と国体変革という基本的な枠組みは変えず、その枠組みの中で次つぎと解釈が変えられていったのです。最初に起きた重大事件は1928年の3・15事件。共産党弾圧事件です。1932年は赤化判事事件。33年の長野教員赤化事件。この事件は起訴77名中教員だけで29名。しかしこの中に共産黨員は1人もいませんでした。1933年には築地署



で小林多喜二が拷問によって殺害されています。これは「1928年3月15日」という特高の拷問を暴いた本を書いたことに対する報復だったのではないとも言われています。治安維持法の適用範囲が一挙に拡大した年が1935年。治安維持法が制定されてちょうど10年後です。

この1935年に大きな事件が二つあります。一つは天皇機関説事件。

天皇機関説という憲法学説で、要するに天皇も一つの国家機関だとする。ある意味当たり前のことなのですが、天皇が神様だと信じている人たちから見ると国体に背く学説であり、謀反であり反逆であるということで、美濃部達吉氏は不敬罪で、特高のトップ唐沢俊樹によって刑事告発をされ、貴族院議員を辞任に追い込まれます。

もう一つは大本教事件。大本教施設を500人の警官隊が襲撃。検束された数は3000人、実際起訴された人が61人、内16人が拷問によって獄死。さらに大本教の神殿は1万発を超えるダイナマイトで爆破されます。共産主義とはまったく関係ないのですが、天皇制を奉じない宗教として弾圧されたのです。この事件は7年後の1942年に治安維持法無罪の判決が出ますが、教団は完全に破壊され多くの人が亡くなっ

ていました。この捜査を指揮したのも特高のトップ唐沢俊樹でした。1935年の段階で、それまで適用してきた治安維持法により、共産党とその周辺部分はほぼ壊滅したことでこの法律はすでに役割を終えていたが、特高という肥大化した組織を維持しなければならぬためにつち上げた事件と考えられています。この唐沢俊樹は戦後公職追放を受けるが、解除された後、自民党の国会議員となり岸内閣の法務大臣を務めています。もう一つ重要な事件は1937年の人民戦線事件です。これも共産党と関係ないが、戦後の社会党に連なるような、当時、合法無産政党と呼ばれていた日本無産党という政党、また全評と呼ばれていた労働組合全国協議会、それらを支持する教授グループなどに属し、反戦運動をする人、加藤勘十、鈴木茂三郎、荒畑寒村、大内兵衛、美濃部亮吉、江田三郎などが一網打尽に逮捕されます。これも凄まじい事件でした。

共謀罪の講演会で、東京都交通局の労働組合、東交に行きました。その労働組合はこの人民戦



線事件で弾圧されて、その直後に解散になっていくのです。この事件の本質は何か。当時この日本無産党のような人たちは、反ファシズム統一戦線を志向し、右派勢力の社会大衆党や労働総同盟という組合に共闘を呼び掛けただけですが、合法無産政党の左派は、治安維持法により弾圧されて消滅し、この全評という労働組合も禁止になってしまいました。治安維持法は拡大適用され、合法的な政党の反ファシズム共闘を破壊する手段に使われたのです。その結果、社会大衆党は、大政翼賛会に雪崩をうって加入していく。労働総同盟は、産業報国会の妨げになるという理由で、自主的に解散させられたわけです。これで労働組合は、すべて消滅した状態になりました。

1942年には、横浜事件が起きました。細川嘉六さんという経済学者が本を出して、その付き合いのある雑誌、『改造』、『中央公論』の編集者などを、郷里の富山県泊町の旅館に招き、一晩楽しく交流しただけのことです。しかし、このときの写真が、戦時下における日本共産党の再建準備会議のものでつちあげられました。この写真に写った人たちも撮った人たちも、逮捕されて、ひどい拷問を受け何人も獄死者を

出すというような恐ろしいことになりました。天皇陛下の名のもとに、お前たちは殺してもいいのだ、と言われて拷問された、この事件で検挙された中央公論の編集者だった木村亨さんが再審を一所懸命やられいとも言っていました。

もう一つ太平洋戦争が始まる年の治安維持法適用事件です。日中戦争が始まり、国家総動員法がある状況の中で、企画院事件という事件が起きました。企画院は、国家総動員法を運用する時の計画を立てるための、ある意味で、戦争を進めるための中核的な役所です。そこで働いていたたくさんの役人たちが、治安維持法で検挙されるのです。たくさんの左翼からの転向者が含まれていたとの疑いを持たれたと言われていますが、実体はないのです。ただこの企画院が立てた、その国家総動員計画が社会主義的だと、資本主義を破壊しようとしていて、私有財産制度の否認につながる、そう捉えて弾圧されるということが起きました。

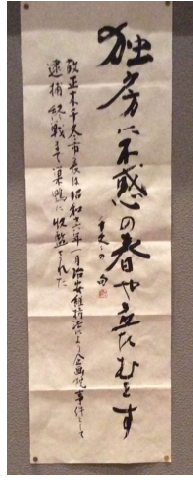
元鎌倉市長・正木千冬さんが

治安維持法で逮捕された

企画院事件

私は今日、鎌倉市長をされた正木

千冬さんが、この企画院事件で連座して、逮捕、勾留された方と知りました。その時のことを歌った俳句「独房に不惑の春や立たむとす」がロビーに掲げられております。まさに国家公務員が、普通に仕事していること自体が、治安維持法違反に問われた事件だと実感しました。当時満鉄調査部事件や昭和研究会事件も起きていますが、権力の中枢部分の人たちの中で、内部権力闘争が始まって、その時にこの治安維持法が、権力闘争の道具として使われたわけです。



もう一つこの事件で驚くことは、この事件で逮捕された人たちの多くは、岸信介さんの部下たちだったことです。岸さんは革新官僚と言われ、国家社会主義的な政策を打ち出して、その弾圧された側なのです。岸さんは、商工省ナンバー2の次官でした。この事件の責任を取って次官を辞任します。安倍首相は自分のおじいさんが治安維持法によって検挙される寸前までいったことを知っているのでしょうか。この本質は、

資本家グループ対軍部とのたたかいで、資本家グループの方が勝ったわけです。しかし、その後、太平洋戦争が始まる直前に東條英機内閣ができません。その時に岸さんは商工大臣に取り立てられ、戦争政策の中枢を担うことになりました。その結果、戦犯になったわけです。

もう一つだけ、治安維持法の話をします。創価学会の初代会長だった牧口常三郎氏は立派な教育者だったということですが、日蓮大聖人の仏法を広めようと教育活動をされてきました。仏教に対する治安維持法弾圧は、戦争が始まる時期に強まり、1943年の6月には、宗門という日蓮宗のお坊さんの方が、牧口初代会長と戸田城聖第二代会長を呼び、創価教育学会に対して神札を受け、天皇を奉じなさいと言いますが、牧口さんは勧告を拒否しました。そこで、下田警察に連行され治安維持法と不敬罪で逮捕、その翌年に東京拘留所内で病死します。拷問されたという記録は残っていません。明らかにこの拘留所の中で健康を害して亡くなったと思います。牧口さんのように天皇を現人神としてあがめるのではなくて、日蓮聖人の方が偉い、と言っただけで治安維持法違反になる。天皇制と少しでも矛盾のあるような宗

教は、すべて治安維持法違反になっていたのです。

治安維持法と共謀罪、似ている部分があると思います。団体の構成員を処罰しようとする団体規制法である処罰範囲が拡大されて、非常に不明確なものになっている。拡大適用すれば、体制に抵抗するような団体を一網打尽で弾圧できるようにすること。処罰の時期が次つぎに前倒しになっていくということです。

メディアが戦争をあおった歴史

ここで戦争とメディアについて少し話をします。日中戦争の始まった満州事変の1か月前、新聞に、1931年8月、中村大尉惨殺事件が起きたことが書かれました。中村さんは軍のスパイだったのでと言われ、中国兵によって殺されたことは間違いないけれど、耳を裂き、鼻を削ぎ、

などと証拠もなのまま支那兵鬼畜の野蛮な振る舞いと書くことによって、中国に対する敵意が、社会に充満することになります。この状況の中で、柳条湖事件が起きます。奉天軍によって満鉄線が爆破され、日支両軍戦端を開くとなっていますが、真相は、関東軍が自ら自作自演で爆破し、中国軍のせいにして満州全体を占領し

たわけです。当時報道機関の中で、これはおかしいといった一紙が「大阪朝日新聞」で、高原操さんという編集局長の下で、謀略のにおい、侵略のにおいがすると報道しました。その結果、在郷軍人会による不買運動で全然売れなくなり、1か月持たなくて、現在の軍部、軍事行動に、絶対批判を下さず、極力これを支持する、という声明を出したことが、憲兵調書に記載されています。つまり、編集会議の中に、憲兵のスパイが入っていたわけです。では、東京の新聞はどうだったか。満州事変が関東軍の謀略であることは、陸軍省新聞班の人たちが記者たちに耳打ちしていました。が、絶対に報道しないでくれと言われたのです。満州での日本国民の大変さを考え、戦争に協力してくれということでした。国際連盟を日本が脱退したのは、リットン調査団の報告書の中で、満州事変が侵略だと指摘されて、そんな事実はないという理由からです。侵略の事実を知りながら、新聞には国策を支持し、熱血の氣勢を揚ぐ、と書かれます。松岡さんが国際連盟脱退して日本に帰国、国民は万歳三唱しました。大半の大衆は、うそにだまされていたわけです。メディアが戦争をあおり始めたら、もう止め

られないのです。日本の日中戦争や太平洋戦争を避けようと、一所懸命努力した外交官や政治家もいっぱいいますが、結果的に組織の裏切り者がいたり、マスコミが戦争を煽り、成功しなかったのです。

マフィアなどの経済的な組織犯罪集団対策の条約を批准するために必要な法律を、テロ準備罪と言っている「読売新聞」、「産経新聞」は、もうあの時代のマスコミとほとんど同じ状態になっているのではないかと、うそで丸め込んで共謀罪をつくらせようとしている。それはほんとに恐ろしいことだと思います。秘密保護法制、防諜意識というものも、戦争に対する疑問を封殺することになると思います。当時、防諜カルタというものがあり、見ざる、言わざる、聞かざる、これを小学校6年生にやらせていました。

軍機保護法違反の事件というのは、日常的に見聞きした。その軍や戦争に関するような情報を不用意に漏らしてしまった事件ばかりなのです。その大半が、密告によって明らかになっていくのです。例を挙げます。ミッドウェーの敗戦で、1500人乗っていた軍艦の中で、わずか10数人しか助からなかった。生還した息子がその様子を話し、部落の集ま

りでお父さんが話をした。それが軍機保護法違反になる。戦争の実体を話しただけです。特高や憲兵の目があつて、市民は何もしゃべることができなくなつていったのです。また、敗戦半年くらい前の『主婦の友』の写真は、可憐な少女がゼロ戦をつついているところなのですが、上に滅敵生活、赤い字でアメリカ人をぶち殺せと書いてある。戦争に対する疑問が封殺され、多くの人がこのような精神状態になつていたということが分かります。

本当の意味のテロ対策とは

日本の組織犯罪対策、テロ対策は、かなり整備されていると思います。日本では、組織犯罪処罰法も制定されているし、暴対法や暴力団の規制条例などもできています。国連のテロ条約はすべて批准したと。確かにテロは防ぎたい。日本でテロが起きないようになりたいです。テロはなぜ起きるか。これはその国が、世界の一定の民衆から憎しみの対象になる



からです。日本国民が憎しみの対象とならないようにするためには、私たちが世界平和のために、正に汗を流して働くこと以外に、私は本当の意味のテロ対策というのはないと思います。所得税法違反や森林法について共謀罪をつくるのが、なん

でテロ対策になるのか。また最近多い一人でやるテロに共謀罪は関係ありません。条約が各国の国内法の原則を認めています。日本のような極端な立法をした例というのは、ノルウェーとブルガリアぐらいで、それ以外の例について日本政府はまったく公表しておりません。

安倍政権の国民の口ふさぎ、

憲法改悪の野望を打ち砕こう

話をまとめてみます。共謀罪というのは、この社会に対して私たちが異議を申し立てる。戦争法は廃止してほしいとか、日本国憲法を守りたいとか、原発の再稼働をやめてほしいとか、そういう意見を広める活動、異議申し立てを抑え込む危うさを持ちます。それによって、社会のあり方を変えたいと活動する人たちがいなくなったら、この社会はどうなるのかと考えていただきたい。

安倍首相や金田法務大臣は、普通の人には関係がない法律、と言います。しかし彼らから見ると、何かうるさいことを言うやつは普通の人ではなくて、何にも文句を言わない人が普通の人だと考えているのだと思います。小林よしのりさんは、この法律は、もの言う国民を黙らせることが目的ではないか。もの言わぬ国民は関係ないと、今は考えているかもしれないけれど、ひどい人権侵害を受ければ、今もの言わない国民も、ものを言わなければならなくなることをあり得るんだと、そういうことを考えて、この法案に反対すべきなんだと言いました。

安倍政権ができて2013年に秘密保護法、15年に戦争法、16年には盗聴が大幅に拡大される法律が通っています。17年共謀罪制定、まさしくこれは、安倍政権の戦争をする国の設計図があつて、これに基づいて日本の国のあり方を根本から変えようとしていることの表れです。この先には、日本国憲法の改悪が準備されています。安倍さんは、オリンピックまで憲法を変えるんだと言いつつ、憲法を変えたい。この日本の国にとつても、民主主義、基本的人権の保障、これを守るために、共謀罪を止めるということは、憲法改悪を許

さないための、最も今、重要な課題
になっているのではないだろうか。
国会の前にも来ていただきたいし、
たくさん署名集めをしていただいで
もいいし、ぜひみなさんのご自宅、
ご近所、そして職場などで、こうい
う話を聞いたわよと、このテロ対策
と言っているのはうそなんだよと、
安倍さんの言っていることは全部う
そだらけ、とロコミで広めていくこ
とによって、反対の世論を高める。
そのことによって、私は日本の民主
主義の力で、この共謀罪の野望とい
うものは打ち砕けるということをし
て、最後まで頑張りたいと思っ
ております。ご清聴どうもありがとう
ございました。



会場からの

多数の質問に

答えて

○共謀罪の提案自体が憲法違反に当
たるのではないか。

罪刑法定主義を保障している憲法
31条に明確に反すると思います。
あと表現の自由は21条で、思想良
心の自由が19条、そして信教の自
由が20条ですが、これらにも反し
てくることです。今日の共謀罪その
ものが、憲法の規定に対して真正面
から反しているのではないか、総理
自らの憲法違反は問えないのか、と
いう質問ですが、憲法違反である
ということは問えます。具体的には、
この法律に基づいて、実際に逮捕さ
れたり検挙されたりした人の刑事事
件の中で、この法律は違憲だとい
うことを主張して争うということが
できると思います。

何でも閣議決定で突っ走り、数の
力で、共謀罪も国会論議を無視して
決められるのか。これからご近所で
話したりするぐらいで共謀罪を止め
られるのか。安倍首相に辞めていた

だく方法はあるのか。あと安保法制
の強行採決って、あれで正式に可決
したことになるのかとか、今の政治
の仕組みに対する疑問がいっぱい出
ております。みなさんの質問のお
りだと思えますが、共謀罪法案強行
の場合、どこが違うかと考えたとき
に、この共謀罪法案が、実は3回廃
案になっていることです。法案の強
行採決の危機がいちばん高まったの
は、2006年の6月でした。当時
も自民党は300議席持っていました。
衆議院の強行採決がセットされ
た時に止まったんです。小泉首相と
衆議院の議長だった河野洋平さんが
二人で相談して、こういう重大法案
について、与野党の対立している中
で強行するのはよくないと考えた
という話なんです。保守とか、自民党
とかの中に、良識ってものがあつた
時代があつたんです。

○維新の会との合意で強行と思われ
ないように画策しているように思
われますが、どう抵抗すればいい
のか。

これは重要だと思えます。維新の
会は、親告罪っていう告訴がなけれ
ば公訴されない事案は、告訴があつ
てから公訴されるようにしろと言っ
ている。非常にちっちゃな問題だと

思います。共謀罪の事件について、
取り調べを適正に行えと、その取り
調べの録音録画をしるじやないんで
す。録音録画を検討しろということ
を言っている。この法案の本質には、
ほとんど意味のない修正案だと思
います。

民進党も、修正案ではなく、別案つ
ていうのを出したんです。これは、
人身売買罪の予備罪と組織的詐欺罪
の予備罪、そうすると予備罪と共謀
罪合わせた数が72から74に増え
ますが、これで条約の批准は間違
いなくできるという意見で、私はこの
意見に大賛成です。人身売買は確
かに、身代金誘拐みたいなのと同じぐ
らいひどい犯罪なわけです。身代金
誘拐は、予備罪があるわけで、組織
的詐欺罪は、オレオレ詐欺集団が、
アパートを借りて、電話線まで引
いているのに、電話掛けを始めるまで
捕まえられないのはおかしいです。
逆にいうと、それ以上のものはいら
ないだろうと、民進党もそう言っ
ています。

重大犯罪の個数っていうのは、日
本では600いくつで、世界中の重
大犯罪の個数は、条約審議の最終盤
で議論されていた重要犯罪リストと
いうのがありますが、これはほとん
ど日本では、ちゃんと予備罪がある

んです。ないのが、人身売買、金融機関に関する詐欺なんです。ここは予備罪がないんです。だから、この2つをつくって批准するというのは、私は非常にあり得る提案だと思います。外務省の調査による世界各国の重大犯罪数は、エストニア388、結構多い国もありますが、スペインが46、スイスは100、フィンランドは71、スウェーデンは77とか、予備罪と共謀罪合わせて72個とか74個というのは、結構いい線をとっています。これくらいの個数の犯罪について、未遂より前の段階が処罰できれば、もうこれでいいわけです。

○この共謀罪法ができたときに、犯罪の計画や準備をどのようにして見つけるのか、警察はどのような調査の方法で監視をするのか、市民活動や政治活動を行う市民団体が変質したとして、組織的犯罪集団として認定されるのはどんな場合ですか。

共謀罪の犯罪捜査のやり方というのは、恐らく3つぐらいしかやり方がなくて、通信傍受。通信傍受の中にはメールを集めたりすることを含め、もしくは密告を奨励して、密告社会にするか、別の事件で別件逮捕

しといて、そして自由を取っていくというやり方以外にないんじゃないか。確かにこの中で、どれが本命かかっていうのは、なかなか難しく、やはり密告と盗聴が、両方とも本命なんだと思います。

○なぜ著作権法違反が共謀罪になっているのか。公職選挙法や政治資金規正法が共謀罪から落ちたのはなぜか。

この組織犯罪条約で、未然に取り締まろうとしているのは、人間の命とか自由とか重大な脅威になるような犯罪に絞って、未遂より前の段階を処罰しようとしているんだと思います。そういうものが、日本の場合はもともと72個ありました。それで足りるか足りないかという議論をするべきであって、その時には、著作権法違反も、公選法や政治資金規正法もいらないと思います。

○共謀罪法案を実際に作った人は誰ですか。

面白い質問です。これははっきりしていて、首相の信頼の厚い公安警察のトップをした北村滋という内閣情報官です。現代の唐沢俊樹のような存在でしょう。

○私の周りの人は共謀罪に危機感を持っていません。共謀罪の本質を多くの人に知らせるにはどうすればよいですか。

1年ほど前まで、私はしていなかったんですが、いまツイッターをしていて、ようやくフォロワーが3000人を超えたくらいのところなんです。ネットでお友だちとだけするんだったらフェイスブック、一般に意見を出さなかつたらツイッター。現状に危機感を持つていなければ、ネットの中で積極的に発言していく。これにはいつ炎上するか恐れがつきまといますが、でも、ネット空間を右翼に占拠させるわけにはいきません。



○戦前の治安維持法によるキリスト教会への弾圧はどうだったのでしょうか。

宗教関係で真っ先に弾圧されたのは大本教です。1935年、国家主義であった大本教ですが、国体変革を目ざしているとされ、出口王仁三郎らが逮捕され、関連団体の結社も禁止されました。その後、必ずしも

信仰する仏教の関係でなく人民戦線との関連で、新興仏教青年同盟がやられます。次にやられたのが天理教で、PL教団の前身、ひとのみち教団もやられます。

キリスト教関係ではいくつかの教団がひどい目に遭っています。1939年、明石順三さんを創始者とする灯台社（現エホバの証人）は、信者二人が兵役拒否で罰せられた直後、解散させられました。

ねらい撃ちの弾圧は、その宗教のより過激というか原則的に活動しているところを叩いて、教団の本拠の方も完璧に天皇制を奉ずるように圧力をかけたり、宗教教義そのものを変えさせることに使われました。このように治安維持法は宗教の教義を転換させていくための道具みたいなものなるのです。魔法の杖みたいなものです。権力闘争の道具にも使えます。本当にすごいことになっていったということがわかっています。

○共謀罪は、一般の市民が処罰されることはないかと政府が言っているのですが、自分とは関係がないという市民が多い中、何を重点に説明すれば自分にも関係があると分かってもらえるでしょうか。

この質問も重要です。若い人たちが日常的に使っているスマホとかラインなどの会員制交流サイトを通じた会話が共謀罪の対象になるかも知れませんが説明します。さきほどお話ししましたが、元鎌倉市長の正木千冬さんが「企画院事件」で検挙され、ひどい目に遭われました。企画院事件というのは1940年代初期に主だった企画院調査官が検挙された事件です。このような話を市民が共有して、社会に広めていくことがすごく重要だと思います。

○憲法改正の国民投票が実施された場合、共謀罪などの治安立法がどれほどの影響を与えるのですか。

公安警察の権力が強化していく中で、政治家のプライバシーを握ることで、政治的圧力を強めていく可能性は現実味を帯びているのではないかと。

なかなか鋭い指摘です。スノーデンの映画を見ると、まさしくそのようなことが起きているのかなあと感じます。たとえば1980年代に「国家秘密法」が出てきた時には自民党の議員7、8人が反対意見を「文藝春秋」に掲載しました。今では与党の中で執行部が公認権を完全に握っており、政府方針に反対意見を

を言うとは次回選挙で公認されず、別の候補者を立てられ、小選挙区では絶対に勝てない。小選挙区制の下では、大政党の公認候補になれば小選挙区で敗れても、比例復活で、当選する確率が非常に高くなります。

国民投票が実施された時に、共謀罪がどのように使われるかよく分かりません。憲法改正の国民投票が行われる場合、一番問題なのは、資金力のある団体が大量の憲法改正賛成のCMを打つことができる仕組みになっているといわれています。それに対し、草の根側としては一所懸命反対の活動をしなければなりません。今のところ国民投票に向けた運動と共謀罪がどう関連するのかよく分かりません。

○共謀罪法が可決して法律が施行された場合、法律の施行をできないようにするにはどういう方法がありますか。また成立後、法律をなくすためにどういう方法がありますか。

米国ではトランプ政権が法律を出しても、法律の施行差し止めができるようですが、日本でもそのようなことができればいいんですが、少なくとも法律が適用されて刑事事件になった時に、違憲性を争うことは十

分にできます。あと法律をなくすにはまた別の法律を作って国会の多数を握って可決すればなくすことができます。

○野党は新法がなくても日本はパレ

ルモ条約(国際組織犯罪防止条約)

を締結できるといっていますが、安倍友で毎日新聞の記者がそれは国連の立法ガイドの断片の誤読か曲解と書いていました。どちらが正しいのでしょうか。

政府がパレルモ条約を批准するために共謀罪が必要とする根拠としている国内法整備の立法ガイドを正しく解釈すればそもそも共謀罪の概念の立法化は求めていないし、国内で犯罪の結社への参加が違法化されているならば立法措置は必要ありません。わが国ではテロや暴力犯罪など、人の命や自由を守るために未然に防がなければならぬ重大な犯罪700については、共謀罪20、予備罪50があり、他に銃刀法、ピッキング防止法、凶器準備集合罪など重大犯罪の予備段階を独立罪化した法律も多くあります。これらの法律で条約を締結することは可能です。

○戦争放棄は世界に通じないのでしょ

戦争放棄の考え方は、当然世界に通じると思っています。

軍備を持たないで平和を守ろうという考

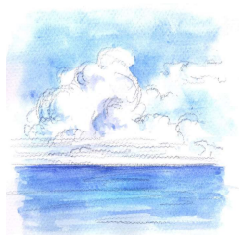
え方は、世界の中で日本やユスターリカが持つており、この考え方を世界に広めて行くべきだと思います。

○日本会議の動向はどうなっていますか。安倍内閣の大半はそのメンバーだと聞いていますが。

日本会議は共謀罪については推進の立場だと思えます。面白い現象として、右翼と公言していた小林よしのりさんが共謀罪に反対したり、桜井よしこさんが10年前には国会の公述人になって共謀罪に反対の意見を言っていたのが、最近では社会情勢が変わったとか言って共謀罪を支持しています。

○共謀罪と警察法や破防法の関係を教えてください。

現在も市民への監視活動として、警察法2条に基づいた情報収集や破防法に基づく公安調査庁の調査が行われています。共謀罪法ができるとこれらの活動が共謀イコール計画の



捜査対象となって歯止めがなくなる恐れがあります。共謀罪を所管するのは間違いなく公安調査庁になるでしょう。基本的に任意捜査は犯罪の合意さえあれば準備がされなくてもできるといわれています。そして犯罪捜査でなく事前の公安活動としての情報収集はいつでもできるといわれています。その意味では、公安活動としての情報収集と共謀罪における犯罪捜査の境界線が非常にあいまいに行われることになるでしょう。

ところで、秘密保護法は防衛、外務、警察のほかには法務省や公安調査庁などの活動が秘密にされます。そのため、まさに共謀罪の捜査活動がまったく隠され、その点も非常に危惧されます。

○政府が共謀罪法をテロ対策法と呼び、この法案を成立させないと国際組織犯罪防止条約に加盟できないと主張しているのは国民を騙していることになるのではありませんか。

国際組織犯罪防止条約の批准に共謀法が不可欠とする政府の主張は正しくありません。そもそも同条約はテロ対策とは関係ありません。政府が共謀罪法はテロ対策のためだと主張しているのは何割かの国民が賛成

しています。しかし政府の主張が根本的にうそだということが国民に知られると内閣支持率はガクッと下がるはず。だからこそ共謀罪という名称を使わないでテロ等準備罪とずつと言いつづけているのです。本日はありがとうございました。

以上、要約・文章化の責任は鎌倉・九条の会にあります。

海渡雄一弁護士著書

『刑罰に脅かされる表現の自由NGO・ジャーナリストの知る権利をどこまで守れるか?』(GENJINブックレット2009年) ※『共謀罪とは何か』(保坂展人と共著岩波ブックレット2006年) 『秘密法で戦争準備・原発推進』(創史社2013年) 『反原発へのいやがらせ全記録—原子カムの品性を嗤う』(明石書店2014年) ※『新共謀罪の恐怖—危険な平成の治安維持法』(緑風出版2017年) ※『戦争する国のつくり方「戦前」をくり返さないために』(彩流社2017年) 他多数。

アンケートのご協力、
ありがとうございます。

いくつかの感想を
ご紹介します。

- ★共謀罪について、理解を進めることができず、理解が進められない方向へ進んでいくのが怖いと感じることが多いのですが、怖がっているだけでは止めることはできないので、少しでも行動していくことが必要であると、あらためて思いました。
- ★海渡先生のお話は、丁寧で分かりやすかったです。最新著書も読ませて頂いて、周りの人びとに知らせていきたい。
- ★大変充実していました。しかし今、一体どうしたらこれを止められるのか?憲法違反なら、強行後、どうしたらそれを廃止させられるかを知りたいです。
- ★治安維持法の怖さについて、丁寧な歴史的解説が聞けて、非常に有益でした。共謀罪を廃案にするために何ができるか考えたい。
- ★国民にウソをつく政府を、背信で訴えられないのかと心底思いました。放映される国会の答弁は恥ずかしいすぎます。
- ★海渡さんの話で、外国、戦前からの歴史問題など、分かりやすく話が聞けて参加してよかった。知り合いと話し、まわりに考えを広めていきたい。
- ★分かりやすいお話で、来てよかったです。また鎌倉で講義して下さることを希望します。
- ★とてもよかったです。関心の高さをうかがわせてくれました。講師も素晴らしかったです。共謀罪創設反対百人委員会のメンバーです。廃案に向けてがんばりましょう。
- ★衆議院の審議のヤマ場を迎えたこの時期に、タイムリーな講演であった。来てよかった。
- ★緊急なことだけに、今日の講演会はよかったです。
- ★海渡さんのお話は、具体的で分かりやすく、たいへんよかったです。「共謀罪」について、新聞を読んでも政府の「ウソ」がなかなか見抜けず、歯がゆい思いがしていました。いろんなことが学べて、すっきりしました。
- ★秘密保護法、集団的自衛権行使容認、安保法制、そして共謀罪?またまた強行採決か。市民の反対の声が、「自公維」の国会議員を圧倒することに期待するしかないの

か。仮に強行採決されても、次の国政選挙で政権を変え、右記の法案をすべて廃案にする。そのためにも、今、最後の最後まで頑張っていくことは、次の国政選挙で政権を変える基礎を築くことにつながっていく。

★海渡先生のお話は初めてうかがった。良く整理された。パワーポイントで、分かりやすかったです。安倍暴走をなんとしてもくい止めましょう。

★すばらしいお話でした。分かりやすくて、一睡もせず、すっかり頭に入りました。本当に怖いです。次つぎと悪政がのさばっていく。何としても安倍政権を倒さなくては、と思います。話せる人には、どんどん広げていきます

★憲法違反の「共謀罪」を絶対通したくないので、署名などで反対参加していますが、本日、海渡先生のお話を聞き、少しずつ理解できました。答弁が低下している安倍に辞めて欲しい！！

★自分にとって不鮮明な部分が、少しはつきりしてきました。日本会議のことがスルーされたような気がしましたが……。いちばん知っていた部分なので。

★すばらしい講演でした。山本宣治

が殺された経緯について教えてほしい。

★子ども時代の暗い思い出が心にかびます。今の若い人は、何も知らないのをどうして教育すればよいのかと考えています。勇気ももらいました。ありがとうございます。



★共謀罪について、知っていたこと

の他に、たくさん指摘をいただきたい。現行の刑法の基本的考えを否定することであると理解していたが、その影響の恐ろしさについて知ることができた。「治安維持法」とその教訓」を読みかけていたが、きちんと読んで、共謀罪法に、自分が反対であることを発言してきたいと思います。大変よかったです。

★大変よく理解しやすい講演会でした。よき学びの時となり、感謝です。

★「スノーデンの告発」は、私の日

常の生活と関係ないと思っていたけれど、そうではなく、誰でも、私でもはだかにされ、権力に引き回される可能性があるとかわかって恐ろしい！「テロを防ぐ方法」について、日本が自国に平和を構築し、世界の平和のために力を注ぐことが、何より大切というお話。私自身もテロをやめさせるのではなく、テロしかないと思わせることのない世界をつくることしかないのではないか、と思っていたので共感でした。分かればわかるほど、共謀罪は恐ろしい、それを成り立たせようとする勢力が恐ろしい。たくさんの方の無関心の人たちが恐ろしい。

★分かりやすい講演だった。政府のいう一見正しそうに見える説明に、その裏を一つひとつ丁寧に反論する論説をインターネットなど（メディアにはあまり期待できないので）で掲げるべきで、情報戦が必要ではないかと考える。A工手法（情報技術）が使われる危険もありそうだ。

★分かりやすく、大事なところが何か、わからせてもらった。

★新聞やラジオからの報道では理解できないことがたくさんあった。戦前からの事件を例に説明して下

さったので、今日の話を参考に政府が言っていることが本当なのか、国民を欺いているのかを自分自身で判断していきたい。

★あらためて70年を経て、かつての軍国主義日本への回帰を想わせるお話、海渡弁護士から学ぶことができました。戦前、戦中、戦後を知るものとして、なんとか共謀罪は成立させないように、そして安倍政治を倒さなければなりません。

★大変わかりやすく、勉強になりました。人権のため、真の民主主義のために戦っている先生の熱意が伝わってきました。ありがとうございました。

★戦時中の治安維持法の恐怖を知るものとして、世相が移行していく恐ろしさを、さらに知ることができました。サーベル、軍靴の憲兵が日常生活に闊歩してましたね。

★「安倍首相は嘘つき」だと分かっているも腹立たしい。民主主義にとって大事な異議申し立てができない。世の中、まわりはみんな密告者に見えるなんて、こんな悲しいことはない。共謀罪の捜査手段、監視社会を考えるだけでも恐ろしい。絶対通してはならない法案だと思ふ。

憲法施行70年

「九条の会」講演会 報告

澤地久枝さん

(呼びかけ人・作家)

安倍首相の暴走はすさまじいものがあります。憲法記念日に、憲法9条の3項に自衛隊を明記すると改憲論を打ち出しました。しかし、安倍さんは人びとの結束、批判を恐れています。みんなが自民党を離れて野党に投票するようになれば、安倍さんは今の地位にはいられません。

小田実さんが亡くなって10年になります。最後のインタビューで、「一人ひとりの小さな努力、その努力が世界を変える」と言っていました。このことに自信をもっていきましょう。これからも今日からも明日からも頑張っていくましよう。“9条は旬なのです”。

朝倉むつ子さん

(世話人・早稲田大学教授)

現在の安倍政権について、支持率が下がらないことで歴史上のことで思い出した事があります。

アドルフ・ヒトラーは「大衆の受容能力は非常に限られており、理解力は小さいが、そのかわりに忘却力は大きい」。そんな独裁者に学ぼうとする政治家が今日も存在します。

しかし、安保法制強行以来、国民は怒っている。違憲訴訟に市民5,000人と弁護士1,500人が立ち上がりました。安倍政権は安保法制を強行したが、女性の権利には触れませんでした。戦争中の日本軍、沖縄などでの米軍の女性に対する暴力や性被害が戦争の本質を表しています。

安倍首相は「女性の活躍」「女性が輝く社会」といいますが、基本的に「平和なくして平等なし」「平等なくして平和なし」がなければ人としての尊厳は守れません。

2017年6月2日(金) 18時〜20時20分まで東京都杉並公会堂大ホールにおいて、全国各地から1100人が参加して日本国憲法施行70年「九条の会」講演会が開かれました。折しも、5月3日の改憲発言が大問題になっている中で、司会者の小森陽一事務局長が、「九条の会」創立時の呼びかけ人の言葉を読み上げ、会場内に「9条改憲は、絶対許さない」の決意がみなぎりましました。鎌倉・九条の会から6人が参加。受付で持参した鎌倉・九条の会憲法パンフレット(初版)500冊を資料袋に封入させてもらい、またリレートークされた呼びかけ人・世話人・事務局にも届けました。各人のトーク終了後の、司会者のコメントは、短いながらも心に残りました。

愛敬浩二さん

(世話人・名古屋大学教授)

奥平康弘先生の口癖は、『連戦連敗』でした。しかし、先生がこの言葉を口から発するとき、不思議に敗北感が感じられませんでした。“敗れるかもしれないが、僕は戦って来た”という意味が込められていて、だからこそ悲壮感や敗北感はなく、さわやかな満足感が表情に現れたのだと思います。

閉じこもって本ばかり読んでいた私が外に出るようになったのは、PKO法案に反対する国会デモでした。PKO法案がもつ問題性に触発されたのではなく、友人の「若い俺たちが行くと、年寄りが元気になるんだ」という言葉でした。

『連戦連敗』。確かに私たちは負け続けてきたのかもしれない。しかし、私たちが戦って来たことで、今でも憲法9条は確かに残っています。戦争法に反対してきたからこそ、自衛隊は一人の犠牲者も出すことなく、南スーダンから撤収できた。私たちは敗けても敗けても、それでも戦い続ける。このしたたかさを決して失うことなく、これからも一緒に頑張っていくましよう。

伊藤千尋さん

(世話人・元朝日新聞記者)

市民による民主主義の動きが、沖縄、宮古島で、国会周辺で、韓国で、地球規模で大きく動き、学び合いが世界的に起きています。

憲法9条の3項に自衛隊が明記されたら、住民の力で自衛隊飛行場誘致決議が白紙撤回された宮古島にも、自衛隊が堂々と出てきます。しかし「私たちの訴えは、無駄ではなかった」(宮古九条の会)と確信しています。

韓国の大統領弾劾運動は、戦争法反対の日本のたたかいに学んだということ。そして今、その韓国の運動に私たちは学ぶ必要があるのではないのでしょうか。韓国では、歌やスマホが大きな役割を果たしました。デモは、3万人から20万人へ、100万人へ、150万人へと膨れ上がって、ついに辞職へ追い込みました。

大きな問題が起きた時、メディアが信用できない時、私たちがメディアになり発信し、動きを作っていきます。みんなで頑張りましょう。

内橋克人さん

(世話人・経済評論家)

安倍首相の支持率はなぜ下がらないのか。なぜ国民の多くにその問題点が届かないのか。“連戦連敗”はなぜなのか。

今、戦争を実際に経験したものは怒りでいっぱい。戦争を知らない軍国青年が育っています。

彼らが、9条を骨抜きにし、日本を戦争ができる国にしようとしています。“人は何故こんなに愚かなことをくり返すのか”それは人間が死ぬからです。当事者が死んでいくから真実が伝わらない。故に過ちは繰り返されるのです。

日本人は、①頂点同調主義 ②熱狂的に等質になろうとする本性がある。この2つを乗り越えなければなりません。

朝鮮戦争の際、アメリカは警察予備隊を35万人に増やせと要請してきました。当時の吉田茂首相は一計を案じ、当時の社会党と手を組み、反対運動を盛り上げました。要請のために来日したダレス長官はそれをみてあきらめて帰国したとのこと。もう一度歴史を学び直す時です。

池田香代子さん

(世話人・ドイツ文学翻訳家)

ワシントンのホロコースト記念博物館にはローレンス・ブリットの「ファシスト国家に共通する14の特徴」が掲げられています。

①強情なナショナリズム ②人権の軽視 ③団結のための敵国づくり ④軍事の優先 ⑤性差別の横行 ⑥マスメディアのコントロール ⑦国家の治安に対する執着 ⑧宗教と政治の癒着 ⑨企業の保護 ⑩労働者の抑圧 ⑪学問と芸術の軽視 ⑫犯罪の厳罰化への執着 ⑬身びいきの横行と腐敗 ⑭不正選挙。

第2次世界大戦の反省に立って難民を受け入れることを決めた憲法をメルケル首相は守っています。

「憲法を希求した人が憲法に命を吹き込む」ということです。もし、沖縄から首相が生まれたら、憲法に新しい命が吹き込まれるのではないのでしょうか。

沖縄の基地問題、原発再稼働、9条改憲は、どのアンケートや世論調査を見ても私たちが多数派です。

正統性のない政府が不公正な小選挙区制の下で、正当性のない政治を行っている中で、わたしたちは諦めずに進んでいきましょう。

伊藤 真さん

(世話人・弁護士、日弁連憲法問題対策本部副本部長)

日本の平和な国づくりの土台こそが日本国憲法です。強行採決された「安全保障法制(戦争法)」は憲法違反です。安倍首相は安保法が憲法違反ではないとするために、9条の1、2項に謳われた戦争放棄・武力不保持を維持した上で、3項に自衛隊を認める明文を加えたいと言っています。

「海外で武力行使をする、海外でたたかい、人を殺し、殺される自衛隊」を憲法に明確に位置付けて固定化することを意味しています。

今後、憲法改正の動きが活発になるかもしれません。まずは発議させないこと。万が一発議されても、9条の中に自衛隊を書き込むことはどういうことなのか多くの人に伝え、仲間を広げていってほしいと思います。

わたしの理想は、「輝く9条を世界に広めよう」ということです。あわてず、あせらず、諦めることなく、ゆっくり急ぎたい。

池内 了さん
(世話人・名古屋大学名誉教授)

私は、反核運動や憲法を守る運動に参加している自然科学者です。3.11の原発事故以来、市民からの自然科学者への問いかけや、不信も感じましたが、同時に期待も感じました。そのことで私は今、科学者と市民の連帯を取り戻すことが大事だと思っています。自然科学者が「軍学共同」で軍事研究の下請けをさせられる動きが強まっています。

とりわけ防衛省からの資金提供は憲法の平和主義に反し平和のための研究ではなく、軍事や戦争のための研究になってしまいます。憲法23条には「学問の自由」が規定されています。この内容は実に幅広く、奥行きがあり、また深いのです。それは私たち研究者自身が自ら勝ち取っていかねばならないものです。みなさんと一緒に頑張りたいと思います。

清水雅彦さん
(世話人・日本体育大学教授)

かつて憲法研究者の7～8割が自衛隊の存在は憲法違反であると述べてきた。現在では、その割合は減って約6割弱だが依然として自衛隊は憲法違反としています。

安倍首相がよく唱える「積極的平和主義」という言葉は、首相自身も参与として参加していた「日本国際フォーラム」が出版した「絶対的平和主義と日米同盟」という書物から、「絶対的」を「積極的」と言い換えたものです。「積極的平和主義」は「積極的戦争主義」と同義のものです。

平和には「消極的平和」と「積極的平和」があり、前者は何もしないことによる平和であり、憲法九条の精神です。対して、後者は何かをすること、戦争によって平和を求めることです。

戦争の原因は「貧困」にあります。世界から「貧困」をなくすことが平和をもたらします。

日本国憲法の平和主義は、世界の戦争違法化の最先端をいっています。世界には27の軍隊を持たない国家があります。日本を憲法の規定通りの国にすべきです。大切なのは、9条の理念と立憲主義を安倍政治から取り戻すことです。

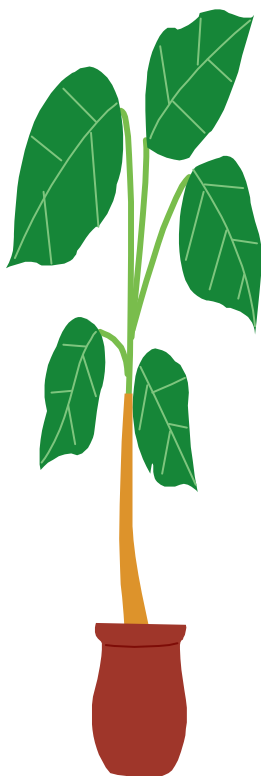
山内敏弘さん
(世話人・一橋大学名誉教授)

イギリスの歴史家ジョン・アクトンに『権力は腐敗する。絶対的権力は絶対に腐敗する』という名言があります。今日の安倍政権の現状、とりわけ森友学園問題、加計学園問題を見ていると、まさにこのアクトンの言葉が一段とリアリティを増しています。

5月3日の憲法記念日に、安倍首相は2020年には憲法を改正すると宣言し、9条については1項、2項をそのまま残し、新たに3項を設けて自衛隊の合憲化を図ると従来にはない考え方を具体的に示すところまで大きく踏み込みました。

安倍首相が示した9条改憲の考え方は、法律学のセオリーを巧みに利用する考え方で、そのセオリーとは、種類を同じくする複数の法律があるとき、後からつくられた法律（後法）は先に作られた法律（先法）よりも優越するという考え方。つまり、9条の3項が新設されると、2項（戦力不保持）は否定されるということです。

「100年の計」で考えれば、今年で憲法が施行されて70年、100年まではまだ30年もあるということ。まだまだ憲法の理念を守り抜く戦いは、続けていかなくてはならない。決してあきらめずに、頑張りましょう。



「今までアタリマエだったことが 違法になることがあります」 のパンフレットができました！！



(第2版パンフレット)

*詳しくは、鎌倉・九条の会のホームページを参照

7回の実行委員会を経て4月、現憲法と自民党憲法改正案を比較した、鎌倉・九条の会の憲法パンフレットが、弁護士に監修していただきできあがりしました。

毎月9の日行動などで配っているリーフレットと同じA6版、はがき大のカラー印刷です。プロのイラストレーターにすてきなものに仕上げ

縄などからも寄せられ、200部、300部と送りました。6月には表紙などを手直しして第2版1万部を増刷しました。みなさまのお手元に届くころには、さらに1万部を増刷。多くの人に広めていただきたく、裏表紙に記載してあるアドレスに連絡していただければ、送料のみでお送りいたします。

ていただきました。わかりやすいと大好評です。

初版1万部を作成しましたが、わずか2か月ほどでほとんどが捌けてしまいました。

9の日行動、5月3日有明防災公園での憲法集会、5月13日鎌倉・九条の会講演会、5月21日鎌倉いち場、6月2日九条の会憲法70周年講演会などで配布。それらの場で受け取った人から、送ってほしいとの声が県内はもとより、北海道、東京、福島、長野、愛知、兵庫、沖

お知らせ

☆講演会

世界平和アピール七人委員会in鎌倉

壊してはいけない日本国憲法
—今こそ凝視、この国の行方—

2017年11月16日(木)

午後2時～6時(開場1時30分)

鎌倉芸術館小ホール

入場券; 999円 20歳以下無料

主催; 世界平和アピール七人委員会/鎌倉・九条の会

☆毎月の9の日行動

毎月9日に鎌倉駅東口地下道付近でリーフレットを配っています。短時間でも一緒に！！

毎月9日

平日 15時～(1時間ほど)

土・日・祝日 11時～(1時間ほど)

賛同者のみなさまへ

住所、氏名に変更がありましたら、鎌倉・九条の会にご連絡ください。



*詳細は、チラシまたはホームページをご覧ください。